

2026年度中小企業者事業資金 (那須塩原市制度融資)

保証料は市が全額補助※！

金利は 1.3～2.3%！

※ 経営者保証解除による上乗せ分は補助の対象外

那須塩原市では、金融機関と県信用保証協会の協力を得て、市内の中小企業者の皆様が円滑に事業資金を調達できるよう制度融資を実施しています。



【資金の使い道】

一般的な事業資金を借り入れたい	3ページ	運転資金
事業に必要な機械及び設備を導入したい		設備資金
小規模企業者で、一般的な事業資金を借り入れたい		小規模企業支援資金
創業に必要な事業資金を借り入れたい	4ページ	創業支援資金
事業承継に必要な事業資金を借り入れたい		事業承継支援資金
季節商品の仕入れや、賞与の支払をしたい	5ページ	季節資金
災害等による被害を受け、事業の再建をしたい		り災特別資金

【融資申込先】那須塩原市内にある下記の取扱金融機関でお申し込みください。

金融機関名	TEL	金融機関名	TEL
足利銀行 黒磯支店	0287-62-1633	那須信用組合 本店営業部	0287-36-1215
足利銀行 西那須野支店	0287-36-1128	那須信用組合 黒磯支店	0287-62-0247
栃木銀行 黒磯支店・黒磯西支店	0287-62-2323	那須信用組合 黒磯西支店	0287-63-0866
栃木銀行 西那須野支店	0287-36-2115	那須信用組合 那須塩原支店	0287-65-2211
栃木銀行 三島支店	0287-38-0810	大田原信用金庫 黒磯支店	0287-62-0678
福島銀行 黒磯支店	0287-62-1625	大田原信用金庫 那須塩原支店	0287-65-2031
		大田原信用金庫 西那須野支店	0287-36-1255
		白河信用金庫 黒磯支店	0287-63-1151
		白河信用金庫 西那須野支店	0287-37-0001

中小企業者とは

中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者の方

区 分	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・資本金・従業員数いずれかの基準を満たしていれば対象となります
- ・上記の表に記載の業種以外につきましても対象となる可能性があります

小規模企業者とは

中小企業信用保険法第2条第3項第1号から6号に該当する小規模企業者の方

区 分	従業員
製造業・その他サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下
商業・サービス業(上記を除く)	5人以下

- ・商業とは、卸売業・小売業(飲食店含む)を指します
- ・上記の表に記載の業種以外につきましても対象となる可能性があります



責任共有制度とは

金融機関と保証協会が責任を共有し、両者が連携して中小企業者の方に対し融資や経営支援、再生支援といった適切な支援を行うことを目的とした制度です。
原則、すべての保証が対象となりますが、経営安定関連保証(セーフティネット)1～4、6号、創業関連保証などは責任共有制度の対象外となります。

保証料補助とは

貸付金額・保証料率・保証期間・分割返済回数別係数・返済方法等に基づき保証協会が算出します。

市制度融資の利用に係る信用保証料につきましては、**市が全額補助します。**

現在の補助制度では、貸付実行後に市と信用保証協会の間で保証料のやりとりを行うため、

保証料の一時負担や補助金交付申請に係る手続きはありません。

ただし、経営者保証解除による保証料の上乗せ分については、補助の対象外となります。

※平成29年3月までに実行された融資については、完済後に市から中小企業者の皆様へ

補助金を交付します。(融資期間内に正規に完済した場合のみ)

補助金交付申請書類がお手元に届きましたら、同封の案内通知に従って手続きをお願いします。

運転資金

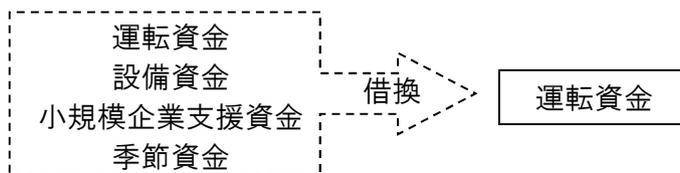
【資金使途】

- ・商品仕入れ、買掛金の支払等に用いる資金

据置期間後であれば、市制度融資の借換が可能です

【融資を受ける条件】全て満たしている方が対象

- ・市内に事業所を有する方
- ・市内で1年以上事業を営む方
- ・市税を滞納していない方



融資限度額	融資期間(返済期間)	融資利率(責任共有制度対象外)
1 企業(事業者) 1,000 万円以内	3 年以内	1.7(1.6)%
	5 年以内	1.9(1.8)%
	7 年以内	2.1(2.0)%
	10 年以内	2.3(2.2)%

設備資金

【資金使途】

- ・市内の店舗・作業場等事業に供する建物及びこれに附帯する施設で、
 新增改築又は改装等に用いる資金(ただし土地購入資金は含まない)
- ・事業用の機械及び設備で、市内に設置するものの資金



【融資を受ける条件】全て満たしている方が対象

- ・市内に事業所を有する方
- ・市内で1年以上事業を営む方
- ・市税を滞納していない方

融資限度額	融資期間(返済期間)	融資利率(責任共有制度対象外)
1 企業(事業者) 2,000 万円以内	3 年以内	1.7(1.6)%
	5 年以内	1.9(1.8)%
	7 年以内	2.1(2.0)%
	10 年以内	2.3(2.2)%

小規模企業支援資金

【資金使途】

- ・商品仕入れ、買掛金の支払等に用いる資金
- ・市内の店舗・作業場等事業に供する建物及びこれに附帯する施設で、
 新增改築又は改装等に用いる資金(ただし土地購入資金は含まない)
- ・事業用の機械及び設備で、市内に設置するものの資金



【融資を受ける条件】全て満たしている方が対象

- ・市内に事業所を有する方
- ・市内で1年以上事業を営む方
- ・市税を滞納していない方
- ・小規模企業者の方(詳しくは2ページ参照)

融資限度額	融資期間(返済期間)	融資利率(責任共有制度対象外のみ)
2,000 万円から既存の保証協会の保証付融資残高を差し引いた額	3 年以内	(1.5%)
	5 年以内	(1.7%)

創業支援資金

【資金使途】

- ・商品仕入れ、買掛金の支払等に用いる資金
- ・店舗・作業場等事業に供する建物及びこれに附帯する施設で、市内における新增改築又は改装等に用いる資金(ただし土地購入資金は含まない)
- ・事業用の機械及び設備で、市内に設置するものの資金

【融資を受ける条件】全て満たしている方が対象

- ・市内に創業しようとする方、又は市内に事業所を有し、創業して1年未満の方
- ・創業計画及び返済能力が確実であると認められる方
- ・市税を滞納していない方

※既存の法人の支店を作る場合や、既に事業経験のある個人事業主の場合等は
資金使途に応じて運転資金・設備資金・小規模企業支援資金等をご利用ください



融資限度額	融資期間 (返済期間)	融資利率 (責任共有制度対象外)	※引下要件適用 (責任共有制度対象外)
1 企業(事業者) 500 万円以内	3 年以内	1.5% (1.4%)	1.4% (1.3%)
	5 年以内	1.7% (1.6%)	1.6% (1.5%)

※以下のいずれか(①～③)の条件を満たす場合に適用されます

①認定特定創業支援等事業の証明を受けた方

特定創業支援等事業を受講し、市から認定特定創業支援等事業の証明を受けた方が対象です

【特定創業支援等事業とは】

- ・市内商工会が開催する「創業(支援)塾」
 - ・栃木県が開催する「創業サポートアカデミー(基礎編または実践編)」等
- いずれも一定の期間・回数の出席が必要です

②UIJ ターン創業者

市内に転入して3年以内の方が対象です(公的な証明書による確認が必要です)

③立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内で創業する方

商工振興課で発行する「区域証明書」の取得が必要です

事業承継支援資金

【資金使途】

- ・事業承継に必要な運転資金及び設備資金

【融資を受ける条件】①～③の全てに該当する方が対象

- ① 市内に事業所を有する方
- ② 市税を滞納していない方
- ③ ア・イ・ウのいずれかに該当する方
 - ア. 事業承継を5年以内に行う見込で、支援機関等(栃木県事業承継・引継ぎ支援センター・商工会議所・商工会・金融機関・中小企業診断士・公認会計士・税理士等)の支援により策定した事業計画に基づき事業承継に取り組む方
 - イ. 事業承継を行ってから5年を経過していない方で、支援機関等の支援により策定した事業計画に基づき経営の安定化及び事業の活性化等に取り組む方
 - ウ. 経営承継円滑化法の認定を受けた方



融資限度額	融資期間(返済期間)	融資利率(責任共有制度対象外)
1 企業(事業者) 2,000 万円以内	3 年以内	1.5(1.4)%
	5 年以内	1.7(1.6)%
	7 年以内	1.9(1.8)%
	10 年以内	2.1(2.0)%

季節資金

【資金使途】

・夏季及び年末の賞与支払、季節商品の仕入れ等の季節的な運転資金

【融資を受ける条件】全て満たしている方が対象

- ・市内に事業所を有する方
- ・市内で1年以上事業を営む方
- ・市税を滞納していない方



【申込期間】金融機関の営業日に限る

- ・夏季／5月10日から7月31日まで
- ・年末年始／10月10日から12月30日まで

※開始日が金融機関の営業日ではないときはその翌営業日とし、
終了日が金融機関の営業日でないときはその直前の営業日とする。

融資限度額	融資期間(返済期間)	融資利率(責任共有制度対象外)
1企業(事業者) 1,000万円以内	夏季:6月1日～10月31日	1.5(1.4)%
	年末年始:11月1日～5月31日	

り災特別資金

【資金使途】

・事業の再建に必要な運転資金及び設備資金

【融資を受ける条件】全て満たしている方が対象

- ・市内に事業所を有する方
- ・市内で1年以上事業を営む方
- ・市税を滞納していない方
- ・「融資の申請前1年以内の自然災害により、市長から罹災証明書の交付を受けた方」

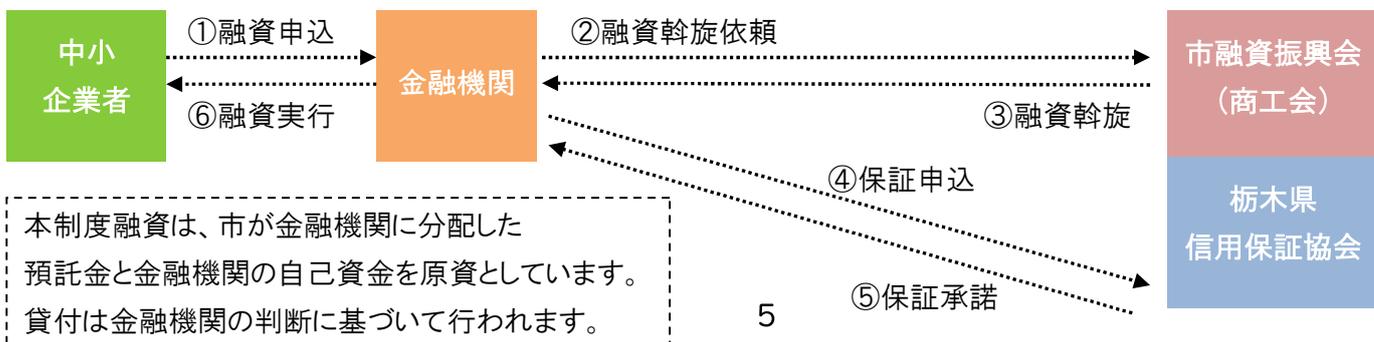
又は「融資の申請前1年以内に自然災害の影響を受け、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比較して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方」

※このほか、市長が必要と認める場合

融資限度額	融資期間(返済期間)	融資利率(責任共有制度対象外)
		通常
1企業(事業者) 1,000万円以内	3年以内	1.5(1.4)%
	5年以内	1.6(1.5)%
	7年以内	1.7(1.6)%
	10年以内	2.0(1.9)%

【融資までの流れ】

市内金融機関にお申し込みいただき、市融資振興会(商工会)、保証協会の審査を経て融資実行となります。



【提出書類】

	・運転 ・季節	・設備 ・小規模 ・り災	・創業	・承継
融資斡旋依頼書(所定の様式)	●	●	●	●
保証協会統一申込書類の写し(両面コピー可)	●	●	●	●
直近2期分の確定申告書及び決算書の写し (決算から6ヶ月経過している場合は試算表の写しも添付)	●	●		●
那須塩原市税納税証明書(完納証明書) ・発行日から3ヶ月以内のもの ・個人の場合: 申込者本人分 法人の場合: 法人及び代表者分※	●	●	●	●
固定資産評価証明書又は固定資産税課税明細書 ・発行日から3ヶ月以内のもの ・個人の場合: 申込者本人分 法人の場合: 法人及び代表者分	●	●	●	●
営業許可証等の写し	●	●	●	●
(建設業に関する業種の場合)受注工事明細書の写し	●	●	●	●
見積書・カタログ・設計図・見取図・売買契約書・完了届書等の写し		●	●	●
創業計画書・金融機関の所見の写し			●	
事業承継支援機関等の支援により策定した事業計画書の写し・事業承継支援証明書(所定の様式)又は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたことを証する認定書の写し				●
(利率引き下げの要件にあてはまる場合) ・認定特定創業支援証明 ・公的機関が発行した証明書(住民票等、転入が分かるもの) ・区域証明書(商工振興課発行)			●	
その他、市長が必要と認める書類 (セーフティネット認定書・法人の商業登記簿謄本など)	●	●	●	●

※法人の代表者が市外在住の場合は、納税証明書(完納証明書)発行の際に代表者の住民票が必要となります
 案件によっては上記以外の書類を提出していただくことがあります

【その他】

- ・元金の返済は、6ヶ月以内であれば据え置きが可能です(り災特別資金は2年以内)
- ・担保については、栃木県信用保証協会の条件によります
- ・保証人については、取扱金融機関と栃木県信用保証協会にご相談ください
- ・条件変更については、取扱金融機関と栃木県信用保証協会にご相談ください
- ・本制度資金の契約は全て栃木県信用保証協会の保証付き資金です

※金融機関・市融資振興会(商工会)・保証協会の審査によりご要望に添えない場合があります
 当市の融資対象とならない場合は、栃木県の制度融資などの活用をご検討ください



【お問い合わせ先】まずは取扱金融機関・市商工振興課・市内商工会にご相談ください。

申込方法について詳しく知りたい	取 扱 金 融 機 関	1ページをご覧ください	
事業規模や資金の使い道等、要件について詳しく知りたい (すでに制度融資を利用している場合、残高の確認は商工会へ)	那須塩原市役所	本庁商工振興課	☎ 0287-62-7154
	商 工 会	那須塩原市商工会本所	☎ 0287-62-0373
		那須塩原市商工会塩原支所	☎ 0287-32-3767
		西那須野商工会	☎ 0287-36-0697